

社会福祉法人高岡市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

【平成17年11月1日制定】

(目的)

第1条 社会福祉法人高岡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、協議会の役員及び評議員（以下「役員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の定義)

第2条 この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支給することをいう。

(報酬の支給決定)

第3条 役員の報酬は、協議会の経営状態及び役員の勤務実態に即して、評議員会の議決を経て支給する。

2 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

3 事務局兼務役員の報酬は、職員給与として支給することとし、本規程による報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員が職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、協議会旅費規程による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。